

社会福祉法人わらんべ会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらんべ会(以下『法人』という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して理事長が必要と認めた業務に対してのみ報酬を支給する。ただし、職員が理事となっている場合は支給しない。
2、報酬の額は、理事会及び監事監査、評議員会等会議の出席毎に乙欄税額を3,000円に上乗せした金額(手渡し額3,000円)を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会・監事会ならびにその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、上限50,000円の範囲で実質負担分を弁償する。宿泊料は1泊につき交通費を含む10,000円～50,000円の範囲で実質負担分を支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規定は、平成30年6月24日から施行する。